

令和 7 年第 2 回（6 月）定例市議会説明資料

- 1 議案第 7 5 号
安中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 2 議案第 7 6 号
安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

安中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行				改 正 案							
別表第1(第2条、第4条関係)				別表第1(第2条、第4条関係)							
区分		報酬の額		備考		区分		報酬の額		備考	
(略)				(略)				(略)			
選挙長		勤 務 1 回 額	<u>10,800円</u>	投票所閉鎖時刻を2時間繰り上げたときの投票管理者(投票所)及び投票立会人(投票所)の報酬は、それぞれ期日前投票所と同額とする。		選挙長		勤 務 1 回 額	<u>12,200円</u>	投票所閉鎖時刻を2時間繰り上げたときの投票管理者(投票所)及び投票立会人(投票所)の報酬は、それぞれ期日前投票所と同額とする。	
選挙立会人		勤 務 1 回 額	<u>8,900円</u>			選挙立会人		勤 務 1 回 額	<u>10,100円</u>		
開票管理者		勤 務 1 回 額	<u>10,800円</u>			開票管理者		勤 務 1 回 額	<u>12,200円</u>		
開票立会人		勤 務 1 回 額	<u>8,900円</u>			開票立会人		勤 務 1 回 額	<u>10,100円</u>		
投票管理者(投票所)		日 額	<u>12,800円</u>			投票管理者(投票所)		日 額	<u>14,500円</u>		
同 (期日前投票所)		日 額	<u>11,300円</u>			同 (期日前投票所)		日 額	<u>12,800円</u>		
投票立会人(投票所)		日 額	<u>10,900円</u>			投票立会人(投票所)		日 額	<u>12,400円</u>		
同 (期日前投票所)		日 額	<u>9,600円</u>			同 (期日前投票所)		日 額	<u>10,900円</u>		
(略)						(略)					

安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第 1 条関係：安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

新旧対照表 (下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年安中市条例第17号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(家庭的保育事業等基準条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等基準条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 (略) (内容及び手続の説明並びに同意) 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第42条第1項に規定する連携施設(居宅訪問型保育事業を行う者にあつては、<u>同条第6項</u>に規定する居宅訪問型保育連携施設)の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制及び第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項並びに第46条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者の保育の	(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年安中市条例第17号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項_____において同じ。)及び小規模保育事業B型(家庭的保育事業等基準条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項_____において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等基準条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 (略) (内容及び手続の説明並びに同意) 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第42条第1項に規定する連携施設(居宅訪問型保育事業を行う者にあつては、<u>同条第8項</u>に規定する居宅訪問型保育連携施設)の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制及び第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項並びに第46条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者の保育の

選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2及び3 (略)

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設(居宅訪問型保育事業を行う者にあつては、同条第6項に規定する居宅訪問型保育連携施設)その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う_____こと。

(2) (略)

(3) 特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地

選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2及び3 (略)

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設(居宅訪問型保育事業を行う者にあつては、同条第8項に規定する居宅訪問型保育連携施設)その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地

域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望により、引き続き連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

(新設)

(新設)

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう

域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望により、引き続き連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を

にするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4～9 (略)

(電磁的記録等)

第53条 (略)

2～5 (略)

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6～11 (略)

(電磁的記録等)

第53条 (略)

2～5 (略)

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

(連携施設に関する経過措置) 第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	(連携施設に関する経過措置) 第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
--	--

第2条関係：安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機
会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保
育事業者等に対する相談、助言その他の保育の
内容に関する支援を行う

こと。

(2) (略)

(3) 家庭的保育事業者等により保育の提供を受け
ていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳
幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳
児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号
において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際
して、当該利用乳幼児の保護者の希望により、
引き続き連携施設において受け入れて教育又は
保育を提供すること。

(新設)

(新設)

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提
供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認
める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全て
を満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適
用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機
会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保
育事業者等に対する相談、助言その他の保育の
内容に関する支援(次項において「保育内容支
援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 家庭的保育事業者等により保育の提供を受け
ていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳
幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳
児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号
において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際
して、当該利用乳幼児の保護者の希望により、
引き続き連携施設において受け入れて教育又は
保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援
の実施に係る連携施設の確保が著しく困難である
と認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の
全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を
適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力
者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協
力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任
の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂
行に支障が生じないようにするための措置が
講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条
に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保
育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項
において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協
力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提
供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認
める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいづ
れかを満たすときは、第1項第2号の規定を適
用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を

<u>力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) (略) 4 (略) 5 (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	<u>適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> _____ (1) _____家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> _____ _____ (2) (略) 6 (略) 7 (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
---	---